

関東・全国・国際大会等選手派遣に伴う賞賜金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、スポーツ振興の一環として競技力向上を推進するため、関東・全国・国際大会等に出場する団体、または個人に対して賞賜金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金額)

第2条 出場者1人あたりの交付金額は、次のとおりとする。また、国内大会については個人・団体に金額の別を設ける。

(1) 国際大会

大会	金額
オリンピック・パラリンピック	100,000円
世界大会(世界選手権大会等)	50,000円
その他国際大会(アジア大会, ジュニアオリンピック大会等)	20,000円

(2) 全国・関東大会()は団体

大会	金額
全国大会	20,000円(10,000円)
関東大会	10,000円(5,000円)

※ 東日本大会、関東甲信越大会、北関東大会等は関東大会の金額とする。

2 上記以外で町長が認めるときは、その限りではない。

(交付対象)

第3条 この要項により賞賜金の交付対象となる全国・関東大会は、下記大会とする

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国高校総合体育大会
- (3) 統括競技団体主催大会
- (4) その他、町長が特に必要があると認めたもの。

2 この要項により賞賜金の交付を受けられる者は、町内居住者、通学者及び町長が認めた者とし、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 団体で出場する場合は、選手(交代要員を含む)の他、出場する大会の要項に定められた監督、コーチ、マネージャー等も対象とする。但し、国際大会は10人、関東・全国大会は15人を限度とする。

- (2) 全国大会については、関東地区予選、または茨城県予選を経て出場する場合とする。
- (3) 関東大会については、茨城県予選、または茨城県を分割したブロック地区予選等を経て出場する場合とする。
- (4) 北関東大会等の近隣都県のみでの大会については、3つ以上の都県を対象とし、関東大会同様の予選を経て出場する場合とする。
- (5) 日本国、茨城県等の選抜チームに対象者が含まれている場合は、予選がない場合でも、個人に対して交付する。
- (6) 高校生以上に適用するものとする。

3 次の一に該当する場合は対象外とする。

- (1) 一般企業が主催する大会に出場する場合。
- (2) 実業団として出場する場合。
- (3) 町から補助金等の交付を受けている団体の場合。
- (4) その他町長が、特に不相当と認めた場合。

(交付申請)

第4条 賞賜金の交付対象となる大会に出場決定した団体、または個人は、別紙様式(様式第1号)に基づき関係書類を添えて申請する。

2 賞賜金を申請できる回数は、一つの大会につき一回のみとする。

付則 この要項は、平成17年 9月 1日から施行する。

付則 この要項は、令和 4年 6月20日から施行する。